

# 法の偶然性の三次元と経験論的リベラリズム

—ヘーゲル法哲学における抽象法の偶然性と先験的自由論—

## Three Dimensions of Contingency of Law and Empirical Liberalism

大 藪 敏 宏  
OYABU Toshihiro

### はじめに

ヘーゲルの『法哲学綱要』「第1部 抽象法」において、偶然性の問題がどれほど、そしていかに考察されたのかということ調べてみると、偶然性概念が使用された文脈を少なくとも三つの水準に区別して整理することができる。つまり、(1)実在連関における偶然性の問題、(2)意志の偶然性の問題、そして(3)概念連関における偶然性の問題、の三つの次元に偶然性の問題を区別して理解しないと、ヘーゲルの『法哲学綱要』「第1部 抽象法」が、偶然性の問題にどのように取り組んだのか、ということを理解する上での概念的な混乱が生じやすと考えられる。まず、(1)実在連関における偶然性の問題とは、すなわち実際の社会生活の中で登場するさまざまな偶然性の問題を、この法哲学がいかに取り上げて考察したのか、という問題である。次に(2)意志の偶然性の問題とは、意志の自由という理念の実現における偶然性の問題のことである。最後に(3)概念連関における偶然性の問題とは、『法哲学綱要』の序文の冒頭において「本書の全体もその分枝の形成展開も論理学的精神にもとづく」だけでなく、「実際また私はこの面から、この論述が理解され、評価されるように、特に望みたい」(S.13,154頁)<sup>1</sup>とヘーゲルが書いていた「法哲学」の「論理学的精神」に関わる偶然性の問題である<sup>2</sup>。もちろん、研究視点等によって偶然性が登場する文脈を区分する仕方がこのほかにもありうると思われるが、少なくともこの三つの水準ないし文脈を区別することによって、ヘーゲルの『法哲学綱要』「第1部 抽象法」における偶然性の議論を混乱しないように整理して理解することが重要である。とりわけこの問題が、ホッブズの秩序問題や自由およびリベラリズムの問題に関わるとすれば、より重要であるだろう。

本稿では、『法哲学』の第一部「抽象法」の研究において、この三つの偶然性概念を分類しながら、具体的にヘーゲルの法哲学の中で偶然性がどのように取り上げられて考察されているのか、あるいは論旨の展開の上で偶然性概念がどのように機能しているのか、そしてさらにこの偶然性概念が法哲学展開上においてどのように重要な位置を占めることになったのかを考察するとともに、それがヘーゲルの法哲学の特性とどのように関連しているのかを少し詳しく見てみることにする。文献学的手続きを通じてではあるが、文献学的な帰結を超えた今日的な政治哲学におけるリベラリズムの問題および社会哲学における秩序問題に及ぶ。

### 1. 実在連関における抽象法の偶然性

まずヘーゲルの法哲学の第一部「抽象法」は、第一章「所有」(41節～71節)・第二章「契約」(72節～81節)・第三章「不法」(82節～104節)の三つの章から構成されている。そこで、実在連関における「抽象法」の偶然性の問題がこの三つの章において、どのように取り上げられているのかを看一看することにする。

第一部「抽象法」(34節～104節)において、第一部の導入といえる第一章以前の第一部の緒論の部分(34節～40節)において偶然性が考察に登場するのは、「偶然的な好み」の問題である。それは37節において、「意志の特殊性はなるほど存在しているが、しかしまだ、自由の規定たる人格性とは相違しているものとして、欲望、要求、衝動、偶然的な好み、等々として存在している」(37節本文,S.96,232頁)という箇所が登場している。この「意志の特殊性」というのは、実はすでに「緒論」の25節において「意志の特殊性、すなわち恣意であり、任意の諸目標の偶然的な内容である」(25節本文,S.76,216頁)と説明されている。したがって「意志の特殊性」の「偶然的な好み」というのは、第一部「抽象法」においては、たとえば人間の意志が何を所有しようと思うか、つまり所有しようとする所有目標の内容が偶然的であるということである<sup>3</sup>。

ヘーゲルはカントやフィヒテとともに意志の自由を道徳哲学および法哲学の基礎としたからこそ、こうした「意志の特殊性」の「偶然的な好み」、いかえると恣意の偶然性が実際の社会生活の中で登場する局面を、本来の意志の自由とは異なる現象として取り上げる理由があったのである。しかし、こうした実際の社会生活における意志の特殊性が所有目標としてもつ欲望や衝動の偶然性の問題を繰り返し取り上げることが、カントやフィヒテには見られないヘーゲルの法哲学の特徴である<sup>4</sup>。

### 1.1. 「所有」における偶然性

次に第一章「所有」(41節～71節)に入ると、さらに社会的な生活連関におけるさまざまな偶然性の問題が取り上げられる。46節では、たとえば「土地占有の共同性と私的所有地とのあいだの闘争」が見られるという社会生活の実在的な連関において、「私的所有」に対して「共同的な所有」や「国家」の所有が優先するという例外的な場合について、「けれども、そのような例外は、偶然、私的恣意、私的効用のうちにはなくて、ただ国家という理性的な有機体のうちにのみ根拠づけられているはずである」(46節注解,S.108,241頁以降)と書かれている。このような形で、「私的所有の必然性についての重要な教説」(46節補遺,S.110,242頁)が擁護されているのだが、このような形でたとえばある種の宗教集団などで見られることがある信者に対する「財産の共有」の要請に対しては、「偶然や私的恣意や私的効用」によるものとしてヘーゲルは禁止して、国家という理性のうちでのみ例外的に認められるとしている。これについては、「財産の共有と私的所有の原理の追放とをともなった、一つの敬虔な、あるいは友愛的な、そして強制されてさえいる、人々の兄弟的団結という考え」(46節注解 S.108,242頁)は、「精神の自由と法権利との本性を見そこなった」場合の「たやすく起こりうる表象」というように、いわば「友愛」の偶然性にも即したような考察が述べられている。

#### 1.1.1. 所有の偶然性と資産分配平等論批判

ヘーゲルは特殊性を普遍性の下に単純に「包摂」しようとしたという誤解が見られがちであるが、実は特殊性の面を実に包括的に取り上げようとしているし、それだけでなくこの特殊性の面の権利と正当性を明確に承認している。たとえば49節では、「特殊なものその面は、主観的なもろもろの目的と欲求、恣意、才能、外的な事情、等々を包括する」(49節本文,S.112,244頁)と書いて、占有もまた特殊性の面に依存することを取り上げている。そしてこの「抽象法」の圏域においては、この特殊性の面が自由と同一的ではないから、「したがって、私が何を、またどれだけ占有するかは、ひとつの法的偶然である」(49節本文,S.112,244頁)と書いている。つまり主観的な目的内容とか欲求や恣意や才能や外的事情などによって左右されるから、個人(の人格)が何をどれだけ占有するかどうかは、偶然性によって左右される(規定される)ということも明言している。そのうえで、もしもヘーゲルが特殊性を普遍性の下へと単純に「揚棄」しようとする思想家だとすれば、この占有の偶然性から私的私有の否定という共有財産制や所有の平等という議論へと向かうことが容易に予想される。

しかしヘーゲルはこの49節の本文注解で、そうした「平等ないし同等」という思考そのものが「悟性の抽象的な同一性」であると、明確にそうした平等思想を斥ける。つまり「複数の人格が平等であるというのは、空虚な同語反復的命題で」あり、「不平等の地盤は、抽象的な人格そのものの外」の偶然性に属するのである、という。「土地の分配における平等の要求とか、それどころかもっと現存の能力ないし資産の分配における平等の要求とかが、ときどきなされた。だが、こうした特殊性に属するものは、ただ外的な自然的偶然性ばかりではない。精神的な自然の無限な特殊性と差異性におけるあり方も、またその、有機体をなすほど展開された理性におけるあり方も、その全範囲が右の特殊性に属する。それだけに、平等の要求はますます空虚で表面的な悟性的分別である」(49節注解,S.113,245頁)。こうして、素質や外的事情などの「外的な自然的偶然性」(49節注解,S.113,245頁)だけでなく「精神的な本性」も「その全範囲」もまた、このような特殊性に属するから、「平等の要求は、空虚で表面的な悟性的分別」であると斥けられている。生計を確保するという要求については、「好意的な願望」であるにしても「客観的ではない願望」と斥けられて、生計については「占有」とは別の、「市民社会」の領域の問題だと予告されている(49節注解,S.113,246頁)<sup>5</sup>。生計についてはまさに偶然性の観点から市民社会論のところでも取り上げられるべき問題であって、占有や所有とは別の問題なのであり、また単純に特殊性を普遍性へと揚棄しようとする平等思想をヘーゲルは採用しないのである。こうしたヘーゲルの議論から分かることは、ヘーゲルは偶然性を必然性の中へと単純に解消しようとしたのでもなければ、特殊性を普遍性へと安易に止揚しようとしたのでもないことが確認できる。そうではなくて、ヘーゲルはまさに特殊性の領域における偶然性の問題を詳細に辿ろうとしているのである。こうして、この49節において取り上げられた偶然性の問題とは、人間がどのような財をどれだけ占有するかが恣意や才能や外的事情によって「法的偶然」に左右されるということ、また「資産の分配」もまた「外的な自然的偶然性」や「精神的な本性」の偶然性によって左右されるのであって、こうした偶然性の事情を無視する平等思想は「空虚で表面的な悟性的分別」の「客観的ではない願望」にすぎないということ、なのである。

52節では物件の質料を私の所有にする「占有獲得(Besitzergreifung)」が直面する偶然性が取り上げられる。「私に抵抗を行う」(52節注解,S.115,247頁)質料(物件の物質性)をもつ「もろもろの自然物を自分のものにする普遍的な権利がそれによって現実化される行為」、それが「占有獲得」である。この自然物の占有獲得という行為は、「物理的なもろもろの強さとか、狡知とか、熟練とか、総じてあるものを肉体的な仕方ですぐに手に入れる媒介をなすものの諸条件」(52節注解,S.115f.,248頁)の中に入り込むことになる。それゆえに、「自然物の占領支配と占有取得には、自然物の質的な差異にしたがって、無限にさまざまな意味と、同様に無限な制限および偶然性とはある」(52節注解,S.116,248頁)ことをヘーゲルは指摘している。補遺によれば、一つの畑を耕すという占有獲得の行為を行う場合、自分の肉体的な強さや土の硬さや気候などのほかにも、道具などの工夫や熟練や技術力によって大きな偶然性が働く。それは南米などに移民して原野の開墾に挑んだ日本人が直面したように、開墾という占有獲得の行為も気候風土や水利等によっても左右されるし、その結果として開拓して占有獲得できる農地もその肥沃さや収穫量も大きく異なる。ここに開拓初期の天候などの運や水利をめぐる地の利や工夫や栽培作物の選択や技術力支援等における無限な差異や偶然性によって、獲得される自然物が大きく左右されることになるという、「所有」をめぐる実在連関における偶然性の問題が取り上げられているのである。このような実在連関における偶然性の問題は、自分の労働で自然物を獲得しなければならない農民などの一般人にとっては死活の問題である。そしてこの52節注解の最後では「属性なしの質料という空虚な抽象物を思想は克服しなければならない」と述べられるが、この「属性なしの質料という空虚な抽象物」というのは、農民がたとえ耕したとしても「土地そのもの」への権利はもたないとするフィヒテの『自然法の基礎』(1796年)の19節Aの議論への批判であるだけでなく<sup>6</sup>、カントの「物自体」の思想を批判するものでもあると思われる。

さらに55節では、「肉体的獲得」による占有取得の範囲は、「私が或るものを、他のところですでに私の所有している物件とつながらせることのできる連関により、あるいはそのほかに或るものが偶然的な仕方であつながら

うてゆく連関により、また他のもろもろの媒介によって、右の占有取得の範囲はいくらか拡大される」(55節本文,S.119f.,250頁)、という偶然性の問題が取り上げられる。この偶然的な連関には、「たとえば私の土地の岸を洗う海や川の連関とか、私の固定した所有地に境を接していて狩猟、牧場、その他の利用に役立つ土地の連関とか、私の畑の地下の石その他の鉱物層、私の所有地のなかあるいは地下の宝もの、等々の連関。あるいは、時がたつうちに初めて、また偶然に生じる、いろいろの連関(たとえば沖積といったたぐいのいわゆる自然的付加物の一部、また漂着物の拾い集めも)」(55節注解,S.120,251頁)が具体例として挙げられている。このように実在連関における偶然性のさまざまな具体的諸相が考察されることになる。

所有権の時効の問題が取り上げられた64節では、その中の著作権の時効について、作家の「作品は、一般の所有へと移行し、かつ物件としてのその特殊な利用からいえば偶然的な私的占有に移行する、という意味において無主(herrenlos)になる」(64節注解,S.138,264頁)と書かれている。たとえば夏目漱石の『坊っちゃん』という著作も著作権の有効期限がやがては切れて、そうすると「無主」となり誰でも著作権料を払うことなしに、利用することができるようになるが、たとえばその初版本や元原稿等の「物件としてのその特殊な利用」に関しては、「偶然的な私的占有に移行する」、つまり偶然的な縁故や機縁によって縁者の私的占有物となって蔵の中に埋没したりすることもある(しかし、作品そのものはパブリック・ドメインとして社会全体の共有財産となる)。

こうして第一部「抽象法」の第一章「所有」においても、実際の社会関係の内部におけるさまざまな実在連関における、実にさまざまな「偶然性」が生じる局面をかなり詳細に取り上げているのであり、そうした「偶然性」の諸相が考察されている。こうした所有をめぐる偶然性の諸局面の哲学的考察の中で、近代的所有権の確立が哲学において初めて行われたのであり<sup>7</sup>、さらに著作権の有効性の範囲に関する考察もまた、そうした文脈において展開されたということも、これまで取り上げられることのなかった面と言える。

### 1.1.2. 家産国家論批判と分割所有権論批判と近代的所有権概念の確立と狂信批判と認識論哲学との概念連関

ここで先の、偶然性の実在的事情を無視する資産の平等論が立脚する「空虚で表面的な悟性の分別」に対する批判は、52節注解末尾における「属性なしの質料という空虚な抽象物を、思想は克服しなければならない」という物自体的思想物への批判と結びついたヘーゲルの反省論理学が裏付けとなっている。そしてそれだけでなく、こうした反省哲学批判と結びついた論理的問題が、62節注解における「使用の全範囲に対する権利と抽象的な所有との区別立ては、空虚な悟性に属する。…空虚な悟性にとっては、一体性をなすこれらの両契機はたがいに分離されたまま、それぞれがなにか真なるものと見なされるのである」(62節注解,S.132,258頁)という悟性の抽象性批判と結びついた形で、ヘーゲル法哲学における「近代的所有権概念」の確立という法哲学上の別の重要な問題と直結してもいる<sup>8</sup>。それゆえに物自体概念を批判する「本質は現象しなければならない」というヘーゲルの反省論理学は、14,5世紀にイタリアの注解学派によって形成されて18世紀の独仏に至るまで継承された「分割所有権論」が、さらにドイツにおけるライヒ(帝国)とランツ(領邦)との国制論的二重構造の中で「家産国家論」による変容を受けながら<sup>9</sup>、またロックやルソーによる所有権論の展開を受けたカントにおける分割所有権への批判と改変をへて<sup>10</sup>、「領主—農民関係における分割所有権」<sup>11</sup>を揚棄して「近代的所有権概念の成立」<sup>12</sup>を見る『法哲学綱要』の所有権論と結びついているのである。こうした所有権をめぐる思想史においては、以上の文脈の中でフーゴの歴史主義が介在する一方で<sup>13</sup>、ハラーの家産国家論へのヘーゲルの批判も結びついている。

『法哲学綱要』258節注解末尾へのヘーゲル自身による原注の中で、まさに以上の家産国家論における「分割所有権論」に対する非難をヘーゲルは行っている。ハラーの『国家学の復興』(1816 - 34)における分割所有権

的な議論の箇所を引用した上で<sup>14</sup>、ヘーゲルは「すべてのこうした信ぜられないほどの粗雑さ」(258節注解への原注,S.406,487頁)と非難している。それゆえに62節注解における「使用の全範囲に対する権利と抽象的な所有との区別立ては、空虚な悟性に属する」(62節注解,S.132,258頁)という悟性の抽象性に対する批判は、以上のような「分割所有権論」への批判なのである。ヘーゲルの家産国家論へのヘーゲルの批判(258節注解,S.406,483頁)と、分割所有権論を克服することによる「所有は本質的に自由な完全な所有である」(62節本文,S.132,258頁)というヘーゲルにおける「近代的所有権概念の成立」と、悟性の空虚な抽象性に対する批判と、認識論上の物自体論を克服する「本質は現象しなければならない」という大論理学に結実した反省論理学とは、ヘーゲルの同一の論理の所産なのである。もちろん、悟性の空虚な抽象性に対する批判は、『大論理学』序文において既にフリースの論理学の「浅薄さ」への批判において展開されていたし、これは『法哲学綱要』においてはフランス革命の恐怖政治に象徴される「狂信」に対する批判でもあった<sup>15</sup>。

論理学と法哲学との間の論理的一貫性つまり法哲学におけるヘーゲルの言う「論理学的精神」に注目した領域横断的視点から初めて、ヘーゲルにおける「近代的所有権概念の成立」と家産国家論批判や分割所有権論克服とだけが裏表の関係になっているだけでなく、テロルの狂信批判と平等原理批判と物自体批判といったそれぞれ異なる思想系における思想がやはり裏表の関係になっているということが理解できるであろう<sup>16</sup>。ヘーゲルの社会哲学における学際的包括性がこうした中世から近代への歴史的転換を上記のような思索領域の広大さにおいて捉えたものであることは、従来あまり指摘されてこなかった点である。法哲学と国家哲学だけでなく所有権の確立をめぐる経済哲学から認識論哲学と反省論理学から、さらに後に看ることになる自由をめぐる実践哲学的含意までを含んだ学際的理論刷新であったということになる。

## 1.2. 「契約」における偶然性とダブル・コンティンジェンシー

第一部「抽象法」の第二章「契約」(72節～81節)においては、八一節において次のような偶然性の社会哲学を展開するが、これは今日においてダブル・コンティンジェンシーと呼ばれている社会システム論の概念に近い。—「直接的な人格同士の関係においては総じて、両者の意志は即自的に同一的であり、かつ契約において両者によって共通に定立されるとともに、同じくまた両者の意志は特殊な意志でもある。両者は直接的な人格どうしであるから、彼らの特殊な意志が、即自的にある意志—これはもっぱらただ特殊な意志によってのみ現実存在をもつのだが、—と一致するかどうかは、偶然的である。彼らの特殊な意志は、普遍的な意志とは対自的に違った特殊な意志として区別されて、洞察および意欲の恣意性と偶然性のなかに入る。こうして即自的に正ないし法であるところのものに反対の態度に出る。—これが不正・不法である」(81節本文286頁)—。この洞察と意欲の恣意性と偶然性の基本的含意のひとつを敷衍すれば、次のような社会現象を考えることができる。自我と他我とが相互行為を行う場面では、一方の自我の行為に応ずるかたちで、他方の他我的反応行為が引き起こされる。だから一方の自我の行為への意欲内容は、それに接続するであろう他方の他我的反応行為等への洞察によっても左右される。しかしこの洞察は確実であるとは限らず、他我的反応行為はこの洞察を裏切る可能性が常に残るがゆえに、この洞察も、したがって行為への意欲内容も常に偶然的たらざるをえない。

今日におけるダブル・コンティンジェンシーとは、基本的にinter-personal contingencyである。ルーマンの社会システム論にも受け継がれたパーソンズのダブル・コンティンジェンシーにおいては、他方の反応行為がある一定の範囲内に収まっていない場合には、一方の自我の目標が達成されない。たとえば、自我が通常取引と思って財布からお金を出したところで、そのお金を受けとった他我がその対称給付としての何らかの財サービスを引き渡さなければ、自我の目標は達成されず、詐欺と判定され、法的制裁が他我を待つことになる。こうして社会の相互行為システムの安定化のためには、ルールやサンクション(制裁)が生み出される。こうし

てダブル・コンティンジェンシーは、相互行為の社会的システムの安定化に貢献しようというのが社会システム論の視点である。すでに指摘されているように、このダブル・コンティンジェンシーは常に特殊な価値基準を前提としており<sup>17</sup>、この特殊な価値基準との同調行為を促進するとともに、この価値基準への離反行為を抑圧するサンクションが生み出される。パーソンズによれば、サンクション概念の「規準はただ、サンクションが自我〔エゴ〕の行為に対する他我の有意義な反作用であるということだけである」<sup>18</sup>。「デュルケームの卓越した機能分析」<sup>19</sup>をフロイト理論を援用しながら補完しようとするパーソンズは<sup>20</sup>、以上のような「他我の有意義な反作用」が欠落した状態を「アノミー(anomie)」<sup>21</sup>と呼び、「相互行為過程の構造化された補完性の欠如」<sup>22</sup>と説明している。こうした「一組の役割期待(role-expectations)とそれに対応するサンクションとの制度化(institutionalization)」<sup>23</sup>が社会システム論の中心におかれるテーマということになる。

こうした今日のダブル・コンティンジェンシーの視点は「契約」の局面だけに限定された相互行為論ではないにしても、この視点から、さきほどのヘーゲルの法哲学の「契約」章に登場する偶然(コンティンジェンシー)論を読み返すと、符合する点がいくつもある。もちろん、いつものようにヘーゲルは言葉を厳密に用いている。この「契約」章における偶然論で取り上げられている社会関係は、二人の人格間関係である。これもすでに今日のダブル・コンティンジェンシー論との符合である。たとえば売買「契約」においては、両者はこの売買取引によって両者とも互いに利益ないし便益を得られると期待している。この点で、「両者の意志は同一的であり」「共通に定立されている」ということができる。もちろん両者は売買取引を通じて、世のため人のためつまり普遍的利益のために貢献しようとしているのではなく、自分一個の個人的な特殊的利益だけを目指して売買契約を行うのである。だから両者の共通の関心ないし「両者の意志は特殊的な意志でもある」ことになる。両者の意志は特殊的な意志であって普遍的な意志ではないという点でも共通しているのである。常に特殊な価値基準を前提として、この特殊的価値基準へのコミットメントを前提とする今日のダブル・コンティンジェンシー論との符合もここにある。しかし、「両者は直接的な人格同士であるから、彼らの特殊的な意志が、即自的にある意志—これはもっぱらただ特殊的意志によってのみ現存在するが、一と一致するかどうかは、偶然的である」(81節本文、S.169, 286頁)。ここで「即自的にある意志」とは、この引用箇所最初に出てきた「両者の意志は即自的に同一的である」という意志のことである。それはつまり、両者の人格が共に自分一個の特殊的利益ないし便益を増進しようという特殊的価値基準を共有してコミットメントしているということであり、そうした意味で即自的同一共通の意志である。したがって、もちろんこの「即自的にある意志」は「もっぱらただ特殊的意志によってのみ現存在をもつ」ことになるのは当然である。つまり、自分一個の個人的特殊利益を追求しようとしている限り、最初の即自的に同一である共通の意志、つまり売買契約という相互行為を通じて両者とも互いに利益ないし便益を得るという即自的な共通意志が、その契約の相互行為の遂行を通じて実現されるかどうかは、つまり「彼らの特殊的な意志が、即自的にある意志と一致するかどうかは、偶然的である」。この点もまた、今日のダブル・コンティンジェンシー論と一致する視点である。したがってヘーゲルはこれに続けて、「彼らの特殊的な意志は、普遍的な意志とは対自的に違った特殊的な意志として、洞察および意欲の恣意性と偶然性というかたちをとって、即自的に正ないし法であるところのものに反対の態度に出る。—これが不正・不法である」と述べて、第二章「契約」から第三章「不法」へと移行し、次節の81節から始まる第三章「不法」では、やがてこうした不法行為、つまり即自的な正ないし法であるところのものへの違反行為を取り締まる「強制法」(94節)や「刑法の圏」(95節)から、さらに損害賠償論や報復論や刑罰論(96節～103節)が展開されて、「復讐的ではなくて刑罰的な正義を要請すること」(103節)が反省されて「道徳への移行」が104節で論じられることになる。こうした中で、「道徳への移行」はともかく、人格間の相互行為のコンティンジェンシー論からサンクション(制裁)論および「サンクションの制度化」論が展開されるという点もまた、今日のダブル・コンティンジェンシー論と符合するところである<sup>24</sup>。

このように「契約」論におけるヘーゲルの偶然論は、今日の社会システム論といくつもの符合を示してその

先駆的な議論を展開しながら、具体的な社会生活(实在連関)の中での偶然性の問題から社会秩序の問題を論じていたのである。さらに付言すれば、第一部「抽象法」の第二章「契約」論における偶然性の問題が、この第二章「契約」から第三章「不法」への移行の原理を担っている。この点において、その法哲学の体系的展開においても、「偶然性」概念は重要な役割を担っているといえることができる。

### 1.3. 「不法」における偶然性

第一部「抽象法」の第三章「不法」(82節～104節)に入って最初の八二節において、さきほどの八一節の議論で登場した「偶然性」の問題が繰り返されながら、論理的な進展が取り上げられている。すなわち、「法のこの現象、すなわち、法において法とその本質的な現存在つまり特殊の意志とが直接いきなり、すなわち偶然的一致するという現象は、続いて進行して不法のかたちで仮象(Schein)となる」(82節本文、S.172, 287頁)―。ここでの偶然的な一致とは、さきほどとりあげたばかりの81節における「彼らの特殊の意志が、即自的にある意志と一致するかどうかは、偶然的である」(S.169, 286頁)という实在連関における偶然性の再説である。八二節が異なるのは、「現象」「本質」「現存在」「仮象」という、ヘーゲルの論理学上の概念としてはヘーゲル『論理学』の第二部「本質論」において展開される「反省」の概念が用いられていることである。このような論理的な進展が意味するものについては、後に再考することにした。ここでは、「契約」から「不法」に移行する論理的展開において「偶然性」の概念が繰り返し重要な役割を果たしているということを確認しておきたい。したがって、ここでの「偶然性」概念はさきほど確認したように人格間の関係という社会生活上の實在的な連関における偶然性であるが、同時に論理的な概念連関における偶然性としてもまた、体系的論理進行上の役割を果たしているということもうかがえる。こうした「偶然性」概念のハイブリッド(異種混合)化は、その八二節の補遺において、より加速される。すなわち、――「即自的な法、普遍的な意志は、特殊な意志によって本質的に規定されているものとして、ある非本質的なものへの関係のうちにある。それは本質がその現象に対する関係である。現象は本質に適合しているとしても、別の面から見ると今度は適合していない。なぜなら、現象は偶然性の段階にあり、非本質的なものへの関係のうちにある本質だからである」(82節補遺、S.173, 288頁)――。この八二節補遺での偶然性概念は、もはや最初の実際の社会生活上のコンティンジェンシーという含意はほとんど消滅して、ヘーゲルの法哲学を支える「論理的な精神」(「序文」、S.13, 154頁)を担う論理学上の概念連関において法哲学の体系的進行を支える役割を担っている―この「偶然性」概念のハイブリッド性についても、のちに再考される―。

ところが、ここでの「偶然性」概念の両義性ないしハイブリッド性は、八六節ではもう一度实在連関における偶然性概念に引きつけられて登場している。すなわち、――「即自的に法であるところのものは、一定の根拠をもっている。そして私〔の特殊な意志〕が正ないし法であるところの、私の不正・不法をも、私〔の特殊な意志〕はなんらかの根拠にもとづいて弁護する。有限で特殊なものは、もろもろの偶然性に活動の余地を与えるという本性がある。したがってこの場合、われわれはここでは有限なものの段階にいたのであるから、もろもろの衝突(Kollisionen)を見出さずにはおかないのである」(86節補遺、S.176, 290頁以降)―。不法行為を行う有限で特殊な(自分一人の特殊の利益を優先する)意志は、自分の不正・不法に対しても、一見はもっともらしいなんらかの偶然的な根拠をもちだして正当化しようとする。たとえば法定の利率の限度を超えて貸し金を行う不法なヤミ金融業者は、借りた側もその法定外の利率を納得して契約書に署名して借金をして急場をしのいで助かった以上は、その利率で借金を返済するのは当然である、というように自分の不法行為を自己弁護することは珍しいことではない。「有限で特殊なものは、もろもろの偶然に活動の余地を与えるという本性がある」というのは、そのような具体的な事例を想定することができる。だからこのような偶然は「論理学」の第二部「本質」論におけるような概念連関における偶然性ではないからこそ、「もろもろの偶然性

(Zufälligkeiten)」という複数の偶然性であり、それゆえに「もろもろの衝突(Kollisionen)」という複数の諸衝突が引き起こされるのである。出資法違反の不法行為を自己弁護し正当化しようとする根拠にも、いろいろもろもろの諸根拠がありうる。借りたものを返すのは人として当然とか、約束を守るのは人の道の基本とか、といった一見はもっともらしいが総合的に見れば必然性も正当性もない偶然的な口実の寄せ集めを総動員して不法な取り立てを行うから、「もろもろの衝突」が実際の社会生活の実在的な連関の中で生じることになる。この不正・不法の側が強弁する偶然的な根拠に対して、もちろん「即自的に法であるところのものは、一定の根拠をもっている」。つまり契約関係にある双方の特殊的意志は、契約を通じて相互の特殊的利益を増進することができるという共通の前提が、この「一定の根拠」である。しかしすでに取り上げた82節補遺で「即自的な法、普遍的な意志は、特殊的な意志によって本質的に規定されている」(82節補遺、S.173, 288頁)のだから、この普遍的な意志は、ルソーの一般意志と同様に本質的には特殊的な意志を「実体的基礎」(29節注解、S.81, 220頁)としたものにすぎないのだから<sup>25</sup>、この普遍的な意志の本質は実は特殊的な意志にほかならない。だから即自的な法、普遍的な意志がもっている根拠も限定付きの一定の根拠でしかなく、これに対して「不法」の側が持ち出すエゴイスティックなもろもろの偶然的根拠が衝突して、「もろもろの衝突」が生じることになる。ルソーの社会契約説に対するヘーゲルの批判は29節注解で展開されているが、ルソー以来の「法の定義」は「特殊的な個人としての精神、一個人の独自の恣意のかたちでの意志としての意志が、実体的な基礎であり、第一のものであるとされる」(ibid.)とヘーゲルは批判して、その後の恐怖政治の歴史に対して「それはまた人々の頭の中と現実のうちにもろもろの恐るべき現象を作り出しもした」(ibid.)と非難し、このような社会契約説には「思弁的な思想がまったく欠けている」(ibid.)と批判している。してみれば、ヘーゲルの法哲学の立場がこうした悟性的な社会契約説がもたらした悲劇的な歴史を「思弁」的な「論理学的精神」によって止揚しようとしていることは言えそうである。もちろんこの「思弁」が今日においては忘却されているのだが、この「思弁的な思想」というのが、ヘーゲルが『小論理学』の「予備概念」において、論理学の3側面として(1)「抽象的側面つまり悟性的側面」、(2)弁証法的側面つまり否定的理性の側面、(3)思弁的側面つまり肯定的理性の側面」を挙げていることと、整合しているのである。まさに法哲学は「論理学的な精神」にもとづいているのである。そしてルソーの社会契約論を批判した法哲学緒論の29節の次の30節では、「それらの形態は、権利であるという同じ線の上に立っている限りでのみ、互いに衝突(Kollision)することがありうる」(30節注解、S.83, 221頁)とすでに書かれていたのであるが、これも第一部「抽象法」第三章「不法」の「A無邪気な不法」の84節で「権利の衝突が生じる」(84節本文、S.175, 290頁)とか、86節補遺で「もろもろの衝突」(S.176, 291頁)が生じると述べていたことと、論理展開において完全に一貫しているということが分かる。つまり「抽象法」における法哲学の展開が、「緒論」などにおける社会契約説に対する学說的批判や『論理学』における「論理的なものの三側面」で展開されていたものと完全に首尾一貫しているというのが、ヘーゲル法哲学の特徴である<sup>26</sup>。

次に「不法」の実在連関における偶然性が登場するのは、「C 強制と犯罪」の中の99節以降の「刑罰」というサンクション論が展開される箇所、101節の「報復」論の次に登場する102節の「復讐」批判論においてである。—「形式からいえば復讐はひとつの主観的意志の行為である。この主観的な意志は、行われたどの侵害のなかへもおのれの無限性を置き入れることができ、したがってこの主観的意志の正義は総じて偶然的である。またこの主観的意志は実際、相手の意志にとっては特殊的意志としてしか存在しないのである」(102節本文、S.196, 305頁)—。このようにして不法(権利)行為によって権利を侵害された側は内容的に復讐する権利があるにしても、その復讐もまた最初の権利侵害をされた側の特殊的意志を肯定し回復しようとする行為であるから、「復讐は新たな侵害となる」ことになる。なぜなら侵害された側の主観的な意志は、どんな侵害に対しても自分の特殊的利益を無限に主張することも、主観的な特殊的意志であるからこそありうることになるからである。たとえばシェークスピアの『ベニスの商人』は、「復讐」とは異なる貸し金契約の違反においてはああるが、借り手の心臓を抵当にして貸したシャイロックは、返済期限までに返せなくなった善良な若い借り手の心臓をナ



イフでえぐり取ろうとしたのであった。これなども「この主観的な意志は、行われたどの侵害のなかへもおのれの無限性を置き入れることができる」ということの具体的な事例と考えることができる。論理的には「復讐」のケースも同じである。ある意味で返済の契約を違反されたシャイロックは、この返済の契約違反という不法行為に対して自分の特殊的権利を回復するために「報復」ないし「復讐」する権利があるのであって、それがいわば抵当物の回収なのであり、したがって借り手の心臓の回収ということになるのだが、こうした無際限な権利回復の要求は「新たな侵害となる」のであって「こうした矛盾として無限な過程の中に陥り、果てしなく代々伝わってゆく」(102節本文、S.196, 305頁)ことになる。こうした実在連関における偶然性の考察は、たしかに社会生活ないし経済生活におけるリアリティ(実在性)をもった法哲学であり、こうした<報復と復讐の悪無限的連鎖>の構造は、今日のイスラエルとパレスチナとの間の報復と復讐の連鎖の構造とも形式的には一致する議論でもある。

こうした「復讐」における偶然性の考察は、次に「暴力ないし実力の偶然性」(103節本文、S.197, 306頁)の考察に繋がる。この「暴力ないし実力の偶然性」というのは、簡単に言えば、強い者勝ちの偶然性のことであり、少しこの論理をひねれば、<勝てば官軍>の偶然性と言うこともできるかもしれない。つまり先ほどの「果てしなく代々伝わってゆく」報復と復讐の連鎖においては、結局は強い者勝ちにならざるをえない、ということである。つまりたまたま暴力の実力において勝った者が、自分の特殊的意志の貫徹に成功するだけのことである。たまたま偶然に暴力の実力において劣った者は、少なくとも暴力実力の能力において劣っている間は泣き寝入りをするほかはない。これでは、このような報復と復讐では、「即自的な正ないし法」は遂に回復されないことにならざるをえない。その分かりやすい具体例は、先ほどのイスラエルとパレスチナの対立の事例であろう。イスラエルの民にも土地をもって生きる権利はあるであろう。パレスチナの民にも土地をもって生きる権利はあるはずである。そして四次以上にわたる中東戦争の戦争という暴力と実力の実在的な「衝突」が生み出されてしまったが、それは「即自的な正ないし法」によって決着が付くのではなく、「即自的な正ないし法」の基準からすれば偶然的な要素によってでしかない、たまたま偶然に資金力と軍事力に優れたイスラエル側の勝利ということで推移してきたのである。これが103節で取り上げられる「暴力ないし実力の偶然性」の問題のケーススタディである。イスラエル側の特殊的な意志の権利はかなり回復されたかもしれないが、これに比較すればパレスチナ側の特殊的な意志の権利の回復はほとんどなされていない。これが「暴力ないし実力の偶然性」の重すぎる実在性である。「果てしなく代々伝わって」きた復讐の応酬の過程で強いられた犠牲を思い起こせば、あまりにも重すぎる実在性と言わざるを得ない。しかし「抽象的な正ないし法」が前提とする特殊的利益追求の法権利の圏域においては、この偶然性の問題を解決することはできない。この強い者勝ちないし勝てば官軍の偶然性からの解放を求める限り、主観的な利益関心の追求を「即自的な正ないし法」とする「抽象法」の圏域から離脱するよりほかはないであろう。こうした暴力と復讐の応酬という問題においては、「抽象法」という「狭い意味での法」では解決しない局面が残される。しかし狭い意味での法学、つまり専門領域(ディシプリン)としての法学やその法理学ならばこの圏域の外を考えないであろうが、法学に対する哲学の優先性という含意をもつヘーゲルの法哲学は、ここから狭い意味での法学の圏域を超えた「道徳」の圏域へと移行する。このことは103節において次のように表現される—「ここで不法ないし不正を揚棄する方法について現に存在している、こうした矛盾が解消されることを要請することは、主観的な利益関心と形態から解放されているとともに暴力ないし実力の偶然性からも解放されているような、したがって復讐的ではなくて刑罰的な正義を要請すること(Forderung)である」(103節本文、S.197, 306頁)—。そしてこの「復讐的でなく刑罰的であるような正義」とは、まず何よりも自己の罪への内面的な反省に主軸をおいた正義ということが考えられる。このような正義の要請を、ヘーゲルは「特殊的な主観的意志として普遍的なものそのものを欲するような意志」(103節本文、S.197f., 306頁)と表現して、これを「道徳の概念」とする。

こうして「法権利から道徳への移行」について整理した104節(つまり第一部「抽象法」の最終節)では、この

「法権利から道徳への移行」において、この偶然性の問題が中心問題の位置を占めていることが明示されている。—「その場合に経る諸契機をもっと詳しく振り返ってみるならば、意志の規定されたあり方は（１）所有においては、抽象的な私のものであり、したがって、ある外的な物件のうちであり、（２）契約においては、両意志によって媒介されたそしてただ共通的な私のものである。そして（３）不法においては、権利ないし法の圏の意志とその抽象的な即自存在ないし直接性が、偶然性として、それ自身偶然的な個別的意志によって定立されている。（４）道徳的立場においては右の偶然性が克服されている。すなわち、この偶然性そのものがおのれのなかへ折れ返っておのれと同一的なものとして、意志の偶然性それ自身のうちに有る無限な偶然性であり、意志の主観性である、というふうには克服されている」（104節注解、S.199, 308頁）—。ただし、「道徳的立場」においては偶然性がすべて解消されているわけではない。克服されているのは、「抽象法」の偶然性だけなのであって、この抽象法の偶然性が自己反省して「無限な偶然性」になった「意志の主観性」が、「道徳」の主観性を構成しているのである。

## 2. 抽象法における自由意志の偶然性と経験論的リベラリズムのホップズ的問題

ところで法哲学で考察される偶然性は、以上のような実際の社会生活において現れる具体的な生活の実在連関における偶然性だけではない。ヘーゲルの法哲学は、その冒頭の「緒論」に明らかなように、ルソーやカントやフィヒテの社会理論を(批判的に)継承して、広い意味での法の実体的基礎を意志の自由とすることを法哲学の出発点としていた<sup>27</sup>。この意志の自由の側面から、意志の偶然性の概念という第二の偶然性の概念もまた重要な役割を法哲学において果たしている。本節ではこの意志の自由の貫徹という観点から意志の偶然性がどのように第一部「抽象法」で取り上げられているのかを見ることにしたい。

まず、本稿の「1.実在連関における抽象法の偶然性」で取り上げた第一部の導入といえる第一章以前の部分(34節～40節)で登場する「偶然的な好み」の問題も実在連関における偶然性と言えるが、同時に自由意志の偶然性の問題とも言えるかもしれない。本当に自分の自由意志として獲得の目標物を他ではありえないという意味で必然的な目標物として狙っているのかと問われれば怪しく、偶然的な流行に左右されている可能性は大きいことから、これは意志の偶然性にも関わるとも理解できる。

また、契約から不法への移行が論じられる81節の後半でも自由意志の偶然性の問題が取り上げられる。81節の前半は前述のように今日的なダブル・コンティンジェンシーの問題と符合していた。その後半では「契約」を締結する「意志の特殊性はそれだけとしては、私が契約においてただある個別の物件に関する恣意として放棄しただけの恣意と偶然である。私はそれを、意志そのものの恣意および偶然として放棄したのではないのである」（81節注解、S.170, 286頁以降）。この契約においては、自由を自分の原理とする意志が、いわば人格が抽象法の圏において法人格として外から与えられたものだからこそ自分の自由を完遂できないで特殊な人格として、契約において意志の特殊性が放棄しようとするのは、たとえばAというある個別の物件に関する恣意つまり「意志として存在するような偶然性」（15節本文、S.66, 206頁）だけであって、このAという個別物件に関する恣意を放棄するかわりにBという別の個別物件を獲得することによってあくまでも意志の特殊的利益関心を増進しようとしているのである。このような契約行為においては、意志の特殊的利益関心は温存され増進されようとしているのであって、「意志そのものの恣意および偶然性」そのものが放棄されているわけではないのである。これに対して、「この偶然性そのものがおのれのなかへ折れ返っておのれと同一的なものとして、意志の偶然性それ自身のうちに有る無限な偶然性であり、意志の主観性である、というふうには克服されている」（104節注解、S.199, 308頁）という境位は、「道徳」の圏域ということになるはずである。このようにして、契約から不法への移行においても、不法から道徳への移行においても、意志の偶然性は中枢的な役割を演じているとすることができる。

また法権利の回復としての刑罰が論じられる99節において<sup>28</sup>、刑罰に関する予防説や威嚇説などの一般的な刑罰理論が主張する刑罰がもつ感性的苦痛の強さや影響が犯罪予防につながるという議論では、そうした感性的苦痛が嫌だから犯罪を思いとどまるということでは、本来の自由にかなう「理性に反して」「偶然的でしかないものに貶められる」(99節注解, S.188, 299頁)ことになるということが指摘される。この「偶然的でしかないものに貶められる」というのは、法の実体的基礎が自由な意志であったのに、その意志が偶然的なものに貶められるということが問題点として指摘されているのである<sup>29</sup>。

意志の偶然性が法哲学において取り上げられるというのは、法哲学において実際の社会生活におけるさまざまな実在連関の中での偶然性が取り上げられるというのは、まったく別の学問的文脈がある。この意志の偶然性は、理性の必然に対する偶然という意味があり、理性と自由と偶然との間の付置関係がカント以後においてどのように変化したのかということを見失わないようにしなければならない<sup>30</sup>。このことはカント以前においては自由と恣意との区別が概念的に明確ではなかったのに対して、カントによってこの意志(Wille)と恣意(Willkür)との区別とともに新たな自由概念が確立されたということの哲学的意味を明確に把握しなければならない。これは経験論と超越論的観念論との違いでもある。それゆえに、このカントが打ち立てた問題はヘーゲルの法哲学においてはむしろ理論的前提となっているため<sup>31</sup>、ヘーゲルの法哲学からさらにカントの人倫の形而上学に遡って確認しておく必要がある。

カントは、「恣意は、それが純粋理性によって規定される得る場合には、自由な恣意と呼ばれる」<sup>32</sup>と言う。さらに自由と意志と恣意との間の付置関係に関するカントの思想を探ると、次のようにも言われる。—「法則は意志から生じ、格率は恣意から生ずる。この恣意は、人間においては自由なる恣意である。法則以外の何ものにもかかわることのない意志は、自由とも不自由とも呼ぶことはできない。というのは、意志は行為ではなくて、行為の格率に対する立法(だから実践理性そのもの)に直接かかわるのであり、したがって絶対に必然的であり、かつそれ自体としてはどんな強要にもなじまないからである。だから、ただ恣意だけが自由とよばれる。恣意の自由は、しかし、或る人々が時として試みたように、法則にかなってあるいはそれに反して行為する選択能力として定義されるものではない。…なぜかといえば、自由は、…単にわれわれのうちにおける消極的特性としてだけ、すなわちいかなる感性的規定根拠によっても行為にまで強要されることがないという特性としてだけわれわれに知られるものなのである」<sup>33</sup>—。ここでは意志と恣意とが区別されながら、意志は自由とも不自由とも言えないと述べられているが、別の箇所ではカントは意志の自由について、もちろん述べている。「意志とは、理性的である限りでの生物のもつ原因性の一種である。そして自由とは、この原因性が、それを限定する外的原因から独立に働きうるとき、その原因性のもつ特質をいう。…(中略)…さて自然必然性は作用原因の他律であった。…(中略)…してみると、意志の自由というものは、自律すなわち自己自身に対する法則であるという意志の特質以外の何ものでありえようか。ところで『意志はそのすべての行為において自己自身に対する法則である』という命題は、格率が自己自身を普遍的法則ともみなしうる場合にのみ格率に従って行為する、という原理を示すものにほかならない。これはまさに定言的命法の公式であり、道徳の原理である。それゆえ自由な意志と、道徳法則のもとにある意志とは、おなじものである」<sup>34</sup>。したがって、「自由と必然との二つの特質はまことによく両立しうるのみならず、同一の主体において必然的に結合していると考えられねばならないこと」<sup>35</sup>ということになる。こうして自由と必然とはカントにおいては対立概念ではないのである。必然的な道徳法則に従うことが、自由なのである。「自由の理念と不可分に結合して自律の概念があり、これと結合して道徳の普遍的原理があり、これは、自然法則があらゆる現象の根底にあるように、理念において理性的存在者のあらゆる行為の根底にある」<sup>36</sup>。したがって、自由は「理念」なのであって、「自由は経験的概念ではない。…自然必然性もまた経験概念ではない」<sup>37</sup>。明確にしておかなければならないことは、カント以前においては自由がしばしば経験概念と混同されがちであったということである。そこにおいては自由と意志と恣意との区別が明確でなく、互いに混同されがちになる。恣意は経験概念の領域で働くものである。

だから恣意を自由な恣意とすべく意志(Wille)が恣意(意思)(Willkür)に働きかけなければならないというのが、カントの人倫の形而上学の真意である。経験概念の領域の背後にある理念の領域を明示して、この理念の領域(自由)と経験概念の領域(恣意)との間の関係、したがって道徳法則と格率との間の関係を、明確に区別した上で論じなければならないのだから、それは『人倫の形而上学』であって法理学でも道徳(に関する経験)科学でもありえないのである。

カント以前においては、恣意=自由=偶然的選択の自由であったのであり、これらの恣意的自由に対して、必然性の秩序が対立していた。このような恣意的自由vs必然という二元的概念枠組みにおいて成立するのが、「ホッブズの秩序問題(Hobbesian problem of order)」<sup>38</sup>であり、経験論的思考も法実証主義もデュルケームからパーソンズを経てルーマンに至る社会システム論も、このような「ホッブズ問題」の枠内で思考してきた。

これに対してカントは、自由と必然と偶然とを、それまでの単純な二項対立の了解枠組みから、自由の概念をそれまでのように経験概念として操作的に用いることをやめて、自由を主題化するとともに、経験概念から独立した「理念」として峻別した。それとともにカントにおいて(自由の理念に参画しうる)意志と(経験概念でしかない)恣意との区別がもたらされただけでなく、もはやそれまでのように自由は必然性との二項対立に陥ることなく、むしろ自由と偶然性や必然性とは、論理上の同一水準における(したがって対立可能な)概念ではなくなっているのである。こうして「自然必然性」とは異なる自由の必然性という論理が可能になるのであって、だからカントにおいて既に自由と必然とは親和的となるが<sup>39</sup>、このことは自由を経験概念においてしかとらえない経験的リベラリズムがバーリンに至るまで繰り返し見失いがちな事柄である<sup>40</sup>。

ヘーゲルの法哲学が意志の偶然性を繰り返し取り上げ続けるのは、こうした経験論的恣意自由論ではなく『人倫の形而上学』におけるカントの自由の理念論が経験論的二元論を超える水準を維持しようとするからである。そしてその限りで、つまり自由の理念論を完成しようとする限りで、ヘーゲルの法哲学は狭い意味での法理学にとどまらないで、カントの『人倫の形而上学』が法論だけを扱うのではなく徳論をその後半としたように、第一部の狭い意味での「抽象法」から第二部の「道徳」へと「移行」する必要があったのである<sup>41</sup>。銘記すべきは自由の経験論に逆戻りするのか、カントの自由の理念論という理論的革新を不可逆のものとするのか、という違いである。自由の経験論に戻るのであれば、意志が偶然的であるのは経験的に必当然であるがゆえに、意志の偶然性を問題化する必要も術もなくなるが、ホッブズ問題の枠組みがついてまわる(このホッブズ問題に対する最新の理論成果が、ルーマンのオートポイエシスの社会システム論)ことになり、これに対してはハーバーマスの二元論的批判が常につきまとうことになり、こちらの方には既成秩序に対する理想主義的な批判の響きが常につきまとうことになる<sup>42</sup>。

したがって意志の偶然論が取り上げられる理論水準は、社会生活内部におけるさまざまな実在連関における偶然性が取り上げられる水準とは、まったく異なった水準と文脈にあるのである<sup>43</sup>。こうしてヘーゲルはカントの自由論を不可逆の理論的革新として保持し継承しようとするのであるが、そのためにこそヘーゲルにおいて社会的相互行為空間の中での意志の偶然論が執拗に展開されるのであるが、同時にこの点がカントの『人倫の形而上学』と異なる法哲学の独自性である。それはまさに、人倫の形而上学と人倫の哲学との違いであったということができよう。

### 3. 概念連関における抽象法の偶然性

さらに概念連関における抽象法の偶然性という、偶然性の第三の文脈がある。社会生活における実在連関におけるさまざまな偶然性の社会哲学的考察をとりあげたところで、それがこの第三の文脈の概念連関における偶然性とハイブリット化している事例もあることは既に述べたことであるが、そうした用語例も含めて改めて

概観する。

### 3.1. 概念連関における偶然性概念

まず第一章「所有」の最後で「所有から契約への移行」を展開した第71節において、概念連関上の偶然性概念が登場している。—「現存在は、規定された存在として、本質的に他のものに対する存在である(上述48節の注解を見よ)。自分のものとしての所有は、それが外面的な物件として一つの現存在であるという面から言えば、他のもろもろの外面性に対して存在するのであり、この必然性と偶然性の連関のうちにある」(71節本文、S.152, 273頁以降) —。この「必然性と偶然性の連関」というのは、概念連関上のものである。ここに登場する「現存在」「規定された存在」「他のものに対する存在」などは、ヘーゲルの論理学において主題的に論じられた論理学上の概念である。だから、この文脈で社会生活における実在連関における具体的な偶然性の諸相の具体例を表象しようとしても徒勞である。ヘーゲルが参照を指示している「上述48節の注解」を見ると、「私は現存在において自由であるものとしてのみ他人にとって自由である、というのは同一命題である(私の『論理学』第一巻四九頁以下を見よ)」(48節注解、S.111f., 244頁)とある。ここで『論理学』の参照が指示されていることから、明らかに論理学上の「必然性と偶然性の連関」であることがうかがえる。また、「所有から契約への移行」という、社会理論展開上の結節点ともいえる重要な局面で、この概念連関における偶然性概念が登場していることも注目される。

しかし次に、本稿の「1・3.不法における偶然性」において取り上げた「有限で特殊なものは、もろもろの偶然性に活動の余地を与えるという本性がある。したがってこの場合、われわれはここでは有限なものの段階にいるのであるから、もろもろの衝突(Kollisionen)を見出さずにはおかないのである」(86節補遺、S.176., 290頁以降)という箇所での実在連関における偶然性概念は、同時に論理的な概念連関における「偶然性」概念と解釈することも可能なものである。実際にこのような議論は、『大論理学』の第二部「本質」論で盛んになされてもいる。このような(1)実在連関と(3)概念連関とにおける偶然性概念のハイブリッド化は、さらに「法権利から道徳への移行」について整理した104節の「不法においては、権利ないし法の圏の意志とその抽象的な即自存在ないし直接性が、偶然性として、それ自身偶然的な個別的意志によって定立されている」(104節注解、S.199, 308頁)における実在連関における偶然性にも言えることである。

つまり、概念連関における偶然性概念はこの概念連関だけでの偶然性概念であることはむしろ少なく、他の連関における偶然性概念に付き添うかたちで登場することの方が多いということが言えるのである。これはヘーゲル哲学に対する「汎論理主義」というよくある批判と関係があるように思われる。しかし批判よりも重要な問題は、どのような意味において「汎論理主義」と言えるのか、ということである。それは実在性をすべて論理へと抽象的に(つまり実在捨象的に)還元するという意味での論理還元主義なのか、それとも実在性に付き従って追思考する(nachdenken)ための論理実在主義なのか、ということである。このように問い直してみることの方が興味深いのであるが、この問いを考えてみると、答えは実はそう単純でなく、論理還元主義でも論理実在主義でも、そのどちらでもなさそうである。では、ヘーゲルの「汎論理主義」とは何なのか。抽象法における概念連関の偶然性という文脈において、このことを次に考察するが、この問題は、ヘーゲル哲学がカントの規範的実践哲学をどのように継承しているのか、という問題に関わっているのである。

### 3.2. ヘーゲルの「汎論理主義」と規範的実践哲学

「1・2.「契約」における偶然性とダブル・コンティンジェンシー」のところでもとりあげた81節の「両者は直接的な人格どうしであるから、彼らの特殊な意志が、即自的にある意志—これはもっぱらただ特殊意志によってのみ現実存在をもつのだが—と一致するかどうかは、偶然的である」という偶然概念は、今日のダブル・

コンティンジェンシーの概念に近い実在連関におけるものであった。ところでパーソンズのダブル・コンティンジェンシー概念を発展させたルーマンのダブル・コンティンジェンシー概念になると、その人格間の関係における相互行為の実在的な二重の偶発性が特に希薄になって、そのオートポイエティックな社会システム論を論理的に展開するための概念連関上の操作的概念としての概念性格が特に強まっている。これと同様にヘーゲルの法哲学においても、これと同様の概念性格のハイブリッド化—つまりもともとは実在連関における偶然性概念であったものが、システム(体系)論的な理論展開を担う論理的な概念連関における偶然性概念へとハイブリッド化していくという概念性格のハイブリッド化—が最も顕著に見られるのが、この81節である。—「直接的な人格同士の関係においては総じて、両者の意志は即自的に同一的であり、かつ契約において両者によって共通に定立されるとともに、同じくまた両者の意志は特殊的な意志でもある。両者は直接的な人格どうしであるから、彼らの特殊的な意志が、即自的にある意志—これはもっぱらただ特殊的意志によってのみ現存在するが、—と一致するかどうかは、偶然的〔実在連関の偶然性〕である。彼らの特殊的な意志は、普遍的な意志とは対自的に違った特殊的な意志として、洞察および意欲の恣意性〔意志の偶然性〕と偶然性〔実在連関と論理的な概念連関の偶然性のハイブリッド〕というかたちをとって、即自的に正ないし法であるところのものに反対の態度に出る。—これが不正・不法である。

不正・不法への移りゆきは、論理的なもっと高い必然性〔論理的概念連関の偶然性の対概念〕が行う。この必然性とは、すなわち、概念の諸契機—ここでは(1)それ自身における正ないし法、いいかえれば、普遍的な意志としての意志と、(2)正ないし法がその現実存在（これはまさしく意志の特殊性である）においてあるあり方と—が対自的に違ったものとして定立されていなければならないということであって、これは概念の抽象的実在性に属することである〔概念の必然性に対する偶然性→特殊性の領域〕。—だが(2)の意志の特殊性はそれだけとしては、私が契約においてただある個別の物件に関する恣意として放棄しただけの恣意〔意志の偶然性〕と偶然〔実在連関と概念連関の偶然性のハイブリッド〕である。私はそれを、意志そのものの恣意および偶然として放棄したのではないのである」(81節本文および注解、S.169f., 286頁以降)。

つまり「1・2.「契約」における偶然性とダブル・コンティンジェンシー」のところで取り上げた箇所が続いて「不正・不法への移行」が論じられるが、こうした主題的概念の移行において「論理的なもっと高い必然性」が論じられていて、その際に概念連関上の偶然性と必然性の概念連関が効いているのである。この論理的な概念連関においては、(1)即自的な本質と(2)その現実存在という概念の両契機が、「対自的に違ったもの」として定立されていなければならないという「論理的なもっと高い必然性」が効いてくるのであって、それは「概念の抽象的実在性に属することなのである」。こうした論理的な概念連関における「概念の抽象的実在性」という論理学的問題は、ヘーゲルの「論理学」の第二部「本質論」で詳細に論じられている「論理学的精神」(『法哲学綱要』序文冒頭)である。そこでヘンリッヒが詳細に研究したように、(1)即自的な本質と(2)その現実存在との間の「反省理論」が包括的に扱われている。

しかも、この81節では実在連関における偶然性と概念連関における偶然性との間だけでのハイブリッド化が進められているのではない。

本稿の「2.抽象法における自由意志の偶然性と経験論的リベラリズムのホップズの問題」で81節〔契約から不法への移行〕の後半部分を扱った際に述べたように、ここではさらに「意志の偶然性」もまた重要な役割を果たしている。これがオートポイエティックな社会システム論と異なるヘーゲルの法哲学の独自性である。それはカント哲学から概念体系の閉鎖的必然的連関の側面だけを継承したサヴィニー以来のドイツ法実証主義のシステム論的伝統と異なると、ヘーゲルの法哲学はカントの入倫の形而上学から意志の自由の理念論の側面を発展的に継承しているからである。システム論的枠組みが(1)実在連関の偶然性概念と(3)概念連関の偶然性概念との間の二重のハイブリッド化に実証主義的に取り組むのに対して、ヘーゲルの法哲学の枠組みは(1)実在連関の偶然性概念と(2)意志の偶然性概念と(3)概念連関の偶然性概念との間の三重のハイブリッド化に取り組む—

ただし、82節では(2)意志の偶然性概念が背景に退いた結果、そこでの偶然性概念は、「現象」「仮象」「仮象の真理性」(82節本文、S.172, 288頁)という反省論理学の概念のオートポイエシスとも言うべき一元的論理展開の中に位置づけられることもある。このような論理展開の中で法の仮象として「不法」が導出されるが、こうした82節のところだけを見ると、ルーマン理論によく似たその先駆例のようにも見える局面もありうる。また82節補遺ではこの法の仮象としての不法について、「現象は本質に適合しているとしても、別の面から見ると今度は適合していない。なぜなら、現象は偶然性の段階にあり、非本質的なものへの関係のうちにある本質だからである」(82節補遺、S.173, 288頁)と講じているが、こうした社会「現象」としての不法が社会現象の实在連関の中にある一方で、反省論理学の概念連関の中でも位置づけられている。この意味で、実はこうしたハイブリッド化が、もともと实在と論理とを分離した上で实在を映し出す「自然の鏡」(ローティ)として論理を考えるような経験論的伝統とはかけ離れたところでヘーゲルの論理学が構成されていることの証しにもなっている一。

しかしそれは、自由と秩序の問題に取り組んだ経験論的リベラリズムの伝統が恣意的自由vs必然という二項対立の概念枠組みにおいて「ホッブズの秩序問題」という二項対立の問題枠組みに取り組み続けて今日の社会システム論をも生み出したのに対して、カントの超越論的自由の理念論がそうした二項対立の問題設定をいわばアンチノミー論として定式化することによって、自由か必然的秩序かという二者択一の堂々巡りから離脱する思考枠組みを提示したという学問的刷新と連関した事柄である。そして、それは経験論的な実証主義的社会科学と規範的包括的社会哲学との間の違いでもあり、こうしてカントの『人倫の形而上学』やヘーゲルの『法哲学』は、狭い意味での「法」だけでなく「道徳」をも、人間の実践的自由の実現という同一の枠組みにおいて取り扱うことになったのである。自由を経験概念として理解するのではなく、理念的な概念として理解する限り、狭い意味での「法」の実定性の実証的研究で完結することはむしろ理論的にも困難なこととなり、実践哲学の包括的な規範性の問題(すなわち法理学だけでなく倫理学や共同体論や国家論を含んだ包括的な規範的社会哲学)を回避することはできなくなるのである<sup>44</sup>。オートポイエシスのルーマン理論とヘーゲルの汎論理主義もしくは実体的精神の自己展開の論理との類似性が想定されるときには、以上のような自由と偶然性をめぐる思索の決定的な違いが見失われているのである。こうした考察も偶然性概念の文献学的研究の成果ではあるにしても、偶然性概念の用語法の文献学的整理に留まる些末な問題ではなく、自由の矮小化あるいは肥大化とリベラリズムの政治哲学の関連、ひいては社会理論と実践における自由の射程距離に関わる問題である<sup>45</sup>。

## (註)

<sup>1</sup> ヘーゲル全集からの引用は、本文中の括弧内に略号をもって示す。略号の後の数字は、引用箇所巻数と頁数を表す。また、[ ] は引用者による補いであり、特記しない限り引用箇所の傍点は引用者による。

W = G. W. F. Hegel: *Werke in zwanzig Bänden*. Theorie-Werkausgabe. Suhrkamp (Frankfurt a. M), 1971.

GW = G. W. F. Hegel, *Hegel Gesammelte Werke*, Felix Meiner (Hamburg), 1968.

なお、ヘーゲル『法哲学綱要』からの引用については、本文中の括弧内に W7 の頁数のあと、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978年)の頁数を記した。なお本稿における邦訳においては、ヘーゲルの著書に限らず、邦訳書を参考にしたが、原文対照の上で必要に応じて訳し直した。

<sup>2</sup> 「政治哲学の著作の中で政治について実際にいわれたことは何であれ、哲学者がかれの方法、かれの哲学をそもそもいかなるものと考えているのか、という観点から理解されなければならない」(R. N. Berki, *Perspectives in the Marxian critique of Hegel's political philosophy, Hegel's political philosophy, problems and perspectives*. ed. by Z. A. Pelczynski, Cambridge University Press, 1971, p.200. R.N.パーキ「マルクスのヘーゲル政治哲学批判」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、417頁以降)というのは異論の少ない常識的な見解であるが、にも関わらず、まさにこのことについてヘーゲル自身が『法哲学綱要』「序文」の冒頭で一番はじめに「論理的な精神」ということを明言していることをパーキもまた見逃しているし、ましてや「偶然性」という論理的視点は全く取り

あげられない。それは「理性自身は、偶然性、矛盾、仮象が、それら自身の—とはいえ制限された—圏域と権利とをもって、あることを承認するものであって、上述のようなもろもろの矛盾をしかるべき正当なものに正そうとする努力はしないものである」(214 節注解)という本研究が重視するヘーゲル自身のテキストをパーキもまた引用しながら、この引用について「かれの政治哲学においては、不完全と矛盾は、制度化されること (being institutionalized) によって、国家から分離された領域のなかに保存されることによって、高められている」(Ibid. p. 201. Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』419 頁)と解説しているところからも分かるように、この「偶然性」に関する重要なテキストを引用してはいるが、パーキもまた当該の問題を「矛盾」の問題としてのみ、つまりいわば「矛盾」パラダイムという伝統的な弁証法問題の理論枠組みにおいてしか理解していないのである。当該の問題を、本研究は「偶然性」パラダイムという「論理的」には別のパラダイムからアプローチすることによって、平等原理や計画経済とは全く異なった社会理論上の新しい含意をヘーゲルの政治哲学から導出する。

<sup>3</sup> 17 節の「恣意の偶然的な決定」に関してであるが、プラムナツは次のような指摘をしている。「おそらくかれの意味しているのは、もしもわれわれが衝動(あるいは、ベンサムという欲望)だけを取り上げそれらを相互に比較するとしたならば、それらが衝突したばあいにいずれを優先させるべきかなんの基準も存在しないということである。これは、功利主義の論駁ではないけれども、少なくともその拒否ではある。ヘーゲルは、このレヴェルにおいて、適切な基準がまったく欠けているためにそのような序列を作ることは不可能であるともいえたであろうが、かれはそうすることはなんの役にも立たないということをいうにすぎない。おそらくそれは、理性的に行為しようとしているいかなる人にとっても役に立たないし、それゆえ理性的な行動とは何かを説明しようとしている哲学者にとっても役に立たない。ヘーゲルはベンサムやかれの弟子たちが主張したことを暗に否定しているのである」( J. Plamenatz, *History as the realization of freedom. Hegel's political philosophy*, p.38. ジョン・プラムナツ「自由の実現としての歴史」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』78 頁)。

<sup>4</sup> 九鬼周造『偶然性の問題』(岩波書店、1935 年)は、ヘーゲルの偶然論を高く評価して、「ヘーゲルの自由(Freiheit)と恣意(Willkür)との区別」(同書 119 頁)についても詳しく取りあげて、「恣意は形式上では因果的偶然性を有つてゐるが、内容上では目的々偶然性およびその半面として因果的必然性を有つてゐる点で自己矛盾してゐる。恣意の内容は與へられたものである限り意志内にみづから基礎付けたものではなく、外的事情におのづから基礎付けられてゐるものである。さういふ内容に関して選択の形でだけ自由が成立するが、さういふ形式的自由は単に自由と思ひ込んでゐる自由に過ぎないのである」(九鬼周造『偶然性の問題』岩波書店、1935 年、121 頁)。

<sup>5</sup> この「生計」をめぐる問題は、福祉の偶然性の関連で後に別稿にて詳しく詳解される。

<sup>6</sup> J. G. Fichte, *Grundlage des Naturrechts nach Principien der Wissenschaftslehre* (1796/97). *Fichtes Werke*, hrsg. v. I. H. Fichte, Walter de Gruyter & Co. (Berlin), 1971, Bd. III, S.219ff.

<sup>7</sup> ヘーゲル『法哲学綱要』において哲学上初めて近代的所有権が確立したということについては、村上淳一『近代法の形成』岩波書店、1979 年、参照。ただ、欧州法哲学史におけるその意義を浮き彫りにしたこの名著もまた、所有をめぐる偶然性の諸相との関連から考察しているわけではない。

<sup>8</sup> ロック、ルソー、カント、フーゴの所有論との対比におけるこのヘーゲル法哲学における「近代的所有概念の確立」については、前注の村上淳一『近代法の形成』の「第二章 既得権・所有権・人権」、特に 108 頁を参照。

<sup>9</sup> 村上淳一、前掲書、82 頁、参照。

<sup>10</sup> 村上淳一、前掲書、103 頁、参照。

<sup>11</sup> 村上淳一、前掲書、107 頁、参照。

<sup>12</sup> 村上淳一、前掲書、108 頁、参照。

<sup>13</sup> 村上淳一、前掲書、106 頁、参照。

<sup>14</sup> C. L. v. Haller, *Restauration der Staatswissenschaft oder Theorie des natürlich-geselligen Zustands; der Chimäre des künstlich-bürgerlichen entgegengesetzt*, 6Bde., Winterthur, 1816-34.

<sup>15</sup> Cf. C. Taylor, *Modern Social Imaginaries*, Duke University Press, Durham and London, 2004, p.172.

<sup>16</sup> 「自由の狂信(Fanatismus der Freiheit)」といわゆる「後進国の優位」との関連に関しては、Cf. G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über die Geschichte der Philosophie III*. W20. S.314. また、Cf. U. Thiele, *Gewaltenteilung bei Sieyes und Hegel. Die Thermidorreden von 1795 im Vergleich mit den Grundlinien der Philosophie des Rechts*, - In: *Hegel-Studien* 37.(2002) S.166f.

<sup>17</sup> T. Parsons, *The Social System*, 1951. The Free Press, T.パーソンズ『社会体系論』佐藤勉訳、青木書店、1974 年、77 頁、訳注〔8〕。

<sup>18</sup> Ibid. p.40. パーソンズ、前掲邦訳書 46 頁。

<sup>19</sup> Ibid. p.43. パーソンズ、前掲邦訳書 49 頁。

<sup>20</sup> Ibid. p.540. パーソンズ、前掲邦訳書 532 頁。

<sup>21</sup> Ibid. p.39. パーソンズ、前掲邦訳書 45 頁。

<sup>22</sup> Ibid. パーソンズ、前掲邦訳書 45 頁。

<sup>23</sup> Ibid. パーソンズ、前掲邦訳書 45 頁。

<sup>24</sup> ダブル・コンティンジェンシー状況との理論的近似性が指摘されるとはいえ、ヘーゲルの場合はオート・ポイエティックなシステムではない。今日のダブル・コンティンジェンシー論とヘーゲルの社会理論とのより詳細な比較検討については、別稿「ヘーゲル法哲学の偶然論の現代的意義—現代の社会システム論およびネオ・プラグマティズムとの対質の中で—」を参照。

<sup>25</sup> この点については、29 節注解の他に、258 節注解、参照。

<sup>26</sup> テイラーは、大論理学を検討した上で、『法哲学綱要』95 節における「犯罪」が「否定的無限判断」であるというヘーゲルの言明に注意を向けているが、これは論理学と法哲学との関連に注目した貴重な言及である。Cf. C. Taylor, *Hegel*. Cambridge University Press, 1975.



- 27 「ヘーゲルの目的は、規範的な命題の体系としての理性法を導出し、その受容を鑑賞することよりも、むしろかかる権利の行使がどのようにして人間の自由の実現であるかを示すことにある」(K. - H. Ilting, *The structure of Hegel's Philosophy of Right. Hegel's political philosophy*, p.92. K.H.イルティング「ヘーゲル『法の哲学』の構造」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』190頁)。
- 28 D. E. Cooper, *Hegel's theory of punishment. Hegel's political philosophy*, p.162ff. D.E.クーパー「ヘーゲルの刑罰理論」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』333頁以降、参照。
- 29 『法哲学綱要』における刑罰が犯罪者の救済であるという常識に反するヘーゲルの位置づけの背後にある『精神現象学』の思想については、次の研究が示唆的である。——「報復がおのれの敵に相応しい正義であるとき、『転倒せる』世界は刑罰を犯罪者に相応しき『救済』として、いな『彼岸』の世界におけるかれへの恩恵として表す」(J. N. Shklar, *Hegel's Phenomenology: an elegy for Hellas. Hegel's political philosophy*, p.75. J.N.シュクラール「ヘーゲルの『精神現象学』——ギリシアへの挽歌——」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』156頁)。
- 30 この点については、M. Riedel. *Nature and freedom in Hegel's philosophy of Right. Hegel's political philosophy*, p.146. M.リーデル「ヘーゲル『法の哲学』における自然と自由」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』294頁以降、参照。
- 31 J. Plamenatz, *ibid.* p.36. ジョン・プラムナッツ「自由の実現としての歴史」74頁、参照。
- 32 *Kants gesammelte Schriften*. hrsg. v. der Königlich preußischen Akademie der Wissenschaften. Bd. VI. *Die Metaphysik der Sitten*.1797. hrsg. v. P. Natorp. 1914, S.213. 加藤新平・三島淑臣訳『カント 人倫の形而上学<法論>』中央公論社「世界の名著32」1972年、334頁。
- 33 I. Kant, *Die Metaphysik der Sitten*. S.226. カント、前掲邦訳書349頁。
- 34 *Kants gesammelte Schriften*. hrsg. v. der Königlich preußischen Akademie der Wissenschaften. Bd. IV. *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*.1785. hrsg. v. P. Natorp. 1914, S.446. 野田又夫訳『カント 人倫の形而上学の基礎づけ』中央公論社「世界の名著32」1972年、292頁。
- 35 I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. S.456. カント、前掲邦訳書303頁。
- 36 I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. S.452. カント、前掲邦訳書299頁以降。
- 37 I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. S.455. カント、前掲邦訳書302頁。
- 38 T. Parsons, *ibid.* p.36. パーソンズ、前掲邦訳書43頁。
- 39 I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. S.456. カント、前掲邦訳書303頁。
- 40 Cf. C. Taylor, *What's wrong with negative liberty*, in: *Philosophical Papers. II: Philosophy and the Human Sciences*, Cambridge University Press, 1985. p.215, p.217, p.222. さらにテイラーのexpressivismとパーリンとの関わりについては、Cf. C. Taylor, *Hegel*. Cambridge University Press, 1975. p.13.
- 41 法律論と道徳論との対比構造についてのカントとヘーゲルとの間の継承と断絶の問題については、K. - H. Ilting, *ibid.* p.96ff. K.H.イルティング「ヘーゲル『法の哲学』の構造」196頁以降、参照。イルティングによれば、カントとヘーゲルはどちらも、リースマンの「内部志向型(inner-directed type)」を前提しているという。
- 42 こうした'atomist political philosophy'をめぐる'this ultimate philosophical issue'については、Cf. C. Taylor, *Modern Social Imaginaries*, p.189. さらに、このatomismと'neo-conservative'さらに'expressivism'との関連については、Cf. C. Taylor, *Sources of the Self, The Making of the Modern Identity*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1989, p.505ff.
- 43 九鬼周造『偶然性の問題』は、ヘーゲルの偶然性概念に対して高い評価を与えて詳細な紹介と考察を展開している。「ヘーゲルによれば意志は偶然的なものを恣意の形態で単に止揚された契機として自己の中に持っているのである。恣意は偶然の形における意志であり、自由は必然の形における意志である。…真に自由なる意志は恣意の因果的偶然性を止揚して自己の中に蔵してはいるが、目的必然性として自己の内容を自己のものとして明確に自覚しているのである。それに反して、恣意の段階に止まっている意志は内容的に真なるもの正しいものへの自己決定した場合でも、自分に気に入らさえすれば他へも自己決定することができたという無内容の空虚さから脱していないのである。…恣意の因果的偶然としての『おのづから』は子細に分析すると目的偶然と結合している限り、『じねん』の因果的必然にすぎないことがわかる。因果的偶然と考えられたものが、分析の結果、因果的必然と見られるから、恣意は矛盾を含んでいる。意志の低い段階にある恣意は、高い段階にある自由を展開されなければならぬというのがヘーゲルの見解である。我々は自由の概念に関して消極的自由と積極的自由の二つに分けて考えることができる。そうすれば消極的自由とは因果的偶然としての非決定性、自発性に当たり、積極的自由とは目的必然性としてのヘーゲルの謂はゆる自由に当たる。…ハルトマン…消極的自由は『可能性の自由』すなわち『必然性からの自由』であるが、積極的自由は『可能性からの自由』として『必然性の自由』でなければならぬ(九鬼周造、前掲書、120～122頁)。ここでこの積極的自由を、パーリンの積極的自由に重ね合わせるには、より詳細な検討を要するが、本稿はこの検討に関わる。Cf. C. Taylor, *Hegel*. Cambridge University Press, 1975. p.560.
- まさに、「自然科学が因果的必然性を究極の理念とし、精神哲学が目的必然性の不可欠条件として因果的偶然性を要請するとするならば、因果的偶然の概念をめぐる重大な哲学問題が展開するのは当然でなければならぬ(九鬼周造、前掲書、126頁)からである。この違いが規範的实践哲学との違いに関わる。経験論的社会科学と規範的实践哲学との間の関係には、この九鬼の言う「因果的偶然の概念」をめぐる「重大な哲学問題」が展開するのは当然でなければならない。「汎論理学」というヘーゲル批判は、多くの場合においてこの問題への没考察をともなっている。
- 44 山脇直司『包括的社会哲学』東京大学出版会、1993年、参照。
- 45 本稿の(註)27におけるイルティングの記述も参照。